

掛川市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和4年4月1日

掛川市長 久保田 崇

1 委託先

名 称 株式会社これっしかどころ
所在地 掛川市南一丁目1番1号

2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる書籍の売払代金

- (1) 掛川市史（上巻）
- (2) 掛川市史（中巻）
- (3) 掛川市史（下巻）
- (4) 掛川市史資料編（古代・中世）
- (5) 掛川市史資料編（近現代）
- (6) 掛川市史資料集（近世編二）

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで